

平成28年7月1日から 路上等喫煙禁止区域での喫煙への指導・取締り、過料1,000円徴収開始

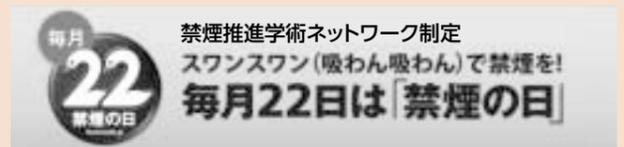
条例では今年7月1日より、「路上等喫煙禁止区域」での喫煙を禁止し、違反者に対する取締りに関する過料規定が施行されます。これは条例の目的である「安全で快適な生活環境の確保」という目的の実効性をより高めようとするものであって、決して喫煙者を罰することを目的としたものではありません。阪急・JR伊丹駅周辺歩道等の「路上等喫煙禁止区域」で喫煙行為に遭遇した場合は、条例の違反行為として、顔写真付きの身分証明書を携帯する取締職員が声をお掛けいたします。そして「喫煙を止める」または「区域の外で喫煙する」ように指導をいたします。この指導に従わず「路上等喫煙禁止区域」で喫煙を続けた場合は、過料1,000円を徴収します。なお、過料処分に際しては処分を告知された方には弁明の機会が設けられます。

Q 「路上等喫煙禁止区域」で喫煙をしていて、指導を受けた場合はどうすればいいのですか？
A すぐにたばこの火を消してください。指導に従わずに、なお「路上等喫煙禁止区域」で喫煙を続けた場合は、過料1,000円の処分が科せられることとなります。

Q 「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」での違反も過料処分を受けますか？
A 過料処分の対象は「路上等喫煙禁止区域」内において違反した場合に、中止等の指導に従わずに喫煙を続けた場合です。「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」では、移動中の喫煙に対し指導をする場合がありますが、過料処分をすることはありません。

Q 「路上等喫煙禁止区域」で喫煙をしていて、注意を受けた場合は全て1,000円の過料が徴収されるのですか？
A 過料処分を行うのは、身分証明書を携帯する職員だけです。その他に啓発員による啓発や注意を行います。啓発員が過料処分をすることはありません。また、過料処分に際しては、違反者に弁明の機会があります。指導を受けた場合は、まずは速やかにたばこの火を消してください。

Q 過料1,000円は、その場で徴収されるのですか？
A 処分決定後、原則その場で1,000円を納めていただきます。ただし、持ち合わせが無い場合は、納付書を交付いたしますので、後日伊丹市の指定金融機関で納付していただきます。



たばこはCOPD(慢性閉塞性肺疾患)などの肺の病気や、心臓の病気、がん等の原因になったり、胎児や子どもの成長・発達にも影響を与えます。喫煙者はたばこの煙が周囲の健康にも影響することを知って、受動喫煙を防ぐよう行動することが大切です。「禁煙の日」をきっかけに、みんなでたばこについて考えてみませんか。

こんなに危険!歩きたばこ!

- 人ごみを歩行中に、たばこの火が体に当たったり目が焦げた経験がありませんか？
- 火のついたたばこの中心付近の温度は700℃以上ともいわれています。
- 大人の手の高さは、子どもの顔の辺りであることもあります。
- また歩きたばこは、道路等へのばい捨ての原因になります。
- 「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」では、立ち止まるとの喫煙を。また周囲へのお気づかいもお願いします。



平成27年12月25日付で公布されました条例は以下の通りです。

伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例(平成27年伊丹市条例第61号)
 (目的)
 第1条 この条例は、路上等における喫煙による市民等の身体又は財産への被害の防止及び環境美化の推進について必要な事項を定めることにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。
 (定義)
 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 (1) 路上等 道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所をいう。
 (2) 喫煙 たばこを吸うこと、又は火のついたたばこを所持することをいう。
 (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
 (市の責務)
 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における喫煙及び吸い殻の散乱を防止するために必要な施策を実施するとともに、市民等への啓発及び市民等による自主的な活動の支援を行うものとする。
 (市民等及び事業者の責務)
 第4条 市民等は、吸い殻の散乱の防止に自ら努めるとともに、路上等における喫煙により、他人の身体若しくは財産に被害を与え、又は他人に迷惑をかけることのないようしなければならない。

2 市民等及び事業者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するものとする。
 3 事業者のうち、たばこの製造又は販売を行う者は、路上等における喫煙及び吸い殻の散乱の防止についての消費者の意識の啓発及び環境美化に努めなければならない。
 (歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域の指定等)
 第5条 市長は、移動しながらの喫煙による被害及び吸い殻の散乱を特に防止する必要があると認める区域を、歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。
 2 市長は、重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
 3 前項の規定は、重点区域の変更及び解除について準用する。
 (重点区域内における歩行中等の喫煙の禁止等)
 第6条 市民等は、重点区域内の路上等において、歩行中若しくは自転車に乗車中に喫煙をし、又はみだりに吸い殻を捨ててはならない。
 (路上等喫煙禁止区域の指定等)
 第7条 市長は、重点区域のうち、路上等における喫煙が特に市民等の身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあると認める区域を、路上等喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。
 2 第5条第2項の規定は、禁止区域の指定、変更及び解除について準用する。

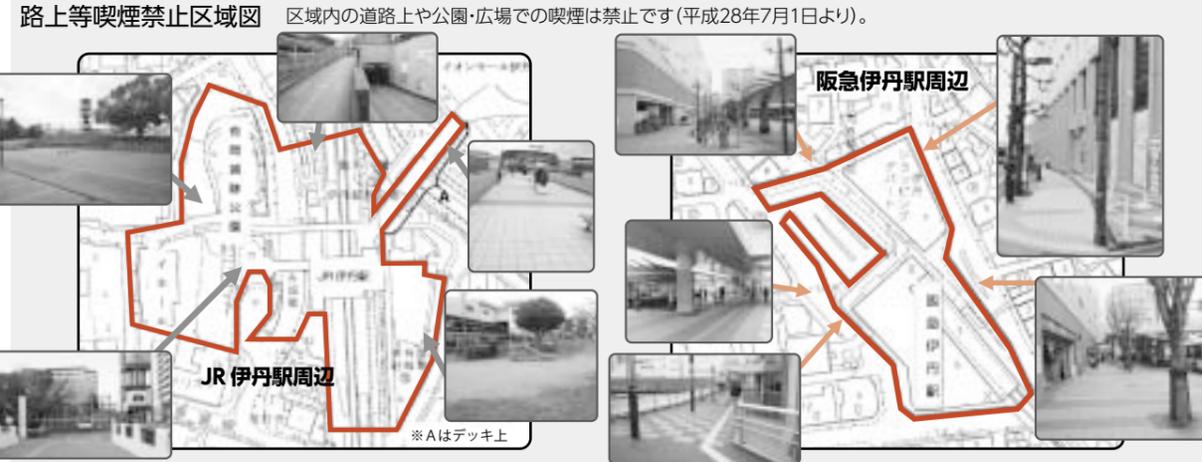
3 市長は、禁止区域及び重点区域に喫煙所(以下「指定喫煙所」という。)を設けることができる。
 (禁止区域内における喫煙の禁止)
 第8条 市民等は、禁止区域内の路上等において喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。
 (喫煙等の中止の指導)
 第9条 市長は、第6条又は前条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止その他必要な措置をとることを指導することができる。
 (身分証明書)
 第10条 第12条の規定による過料の処分に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該処分の相手方の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 (委任)
 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 (過料)
 第12条 第9条の規定による指導を受けたにもかかわらず、なお第8条の規定に違反して喫煙をした者は、1,000円の過料に処する。
 付則
 この条例は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第6条、第8条、第9条、第10条及び第12条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

「路上等喫煙禁止区域」

JR伊丹駅 阪急伊丹駅 周辺バス停・歩道・公園・広場は「路上等喫煙禁止区域」です。

安全で美しい駅前環境にご協力ください。

「伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」では、路上等の屋外における喫煙が、市民等の身体及び財産に危険を及ぼすおそれがあると特に認める区域として、JR伊丹駅と阪急伊丹駅周辺の道路や公園、広場等の屋外の公共施設部分を「路上等喫煙禁止区域」として指定します。そして平成28年7月1日より、この区域では喫煙が禁止となり、職員による指導等を開始。これは、本市ではバスが市民の貴重な交通機関となっており、特に両駅前バスターミナルは鉄道等



「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」

たばこを持つ手は子どもの顔の高さ! たばこの火の温度は700℃にも!
 条例では中心市街地の右図の区域を、「徒歩や自転車で移動しながらの喫煙」と「吸い殻のばい捨て」を禁じる「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」と指定します。中心市街地では、特に朝や夕方には、通勤・通学や買い物等により多くの人々の行き来があることから、路上等でのすれ違いにより、たばこの火の接触によるやけどの危険性等が高まることから、歩きたばこや自転車乗車中の喫煙を制限するものです。また、日常的に特に人が多く集まる区域であることから、環境美化を推進する観点からも、重点的に吸い殻のばい捨てを防止することとして、市民団体等による啓発や職員による指導を進めてまいります。

喫煙関係の法律等と喫煙の際の注意点のおさらい
 (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)では、学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他公園、バス停等多数の者が利用する施設について、受動喫煙防止措置の努力義務が課せられています。
 ⇒それぞれの施設管理者からの注意に従いましょう。
 (2) 県条例「受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年)」は、特に子ども達への影響に配慮。学校、公共施設、旅客

との交通結節点として、買い物や通勤・習い事等の目的地として、非常に多くの方が行き来し、またバス待ちや待ち合わせ等で滞留されている場所であることから、特に分煙を求められているためです。また、市外から鉄道を使って多くの人々が最初に訪れる場所でもあることから、お互いに快適な環境づくりを必要とする場所と言えます。

喫煙者の皆さんへ
 駅周辺の路上等でたばこを吸おうとする方は、少しでも周囲のご確認をお願いします。
 「路上等喫煙禁止区域」の看板等はありませんか?周囲にたばこの煙による影響の恐れのある未成年者や妊娠中の人、体調がすぐれない人等がいませんか?路上等喫煙禁止区域外での喫煙は禁止されていませんが、



ぜひ周辺に配慮をお願いします。また、吸った後の吸い殻は、携帯灰皿等の利用によりばい捨てはしないでください。



Q 「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」ではどのような行為が禁止されるのですか?
A 重点区域では徒歩や自転車で移動しながらの喫煙が禁止となり、立ち止まるとの喫煙は可能です。ただし周囲に配慮の上、携帯灰皿等を利用の上で喫煙をお願いします。
Q 「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」で違反した場合はどのような指導を受けるのですか?
A 「路上等喫煙禁止区域」外で徒歩や自転車で移動中に喫煙されている方には、止まって喫煙をするように指導する場合があります。またばい捨てをされた場合には、拾って携帯灰皿に入れていただくか、吸い殻入れに入れるように指導する場合があります。

用列車・車両、鉄道駅構内等では、禁煙や厳格な分煙等の措置がとられるよう規制されています。
 ⇒そのほか、不特定多数の人が利用する建物の屋内や、屋外であっても鉄道駅のプラットフォームや学校等では喫煙できません。※1 ※1プラットフォームでも、厳格な分煙施設がある場所では可能です。
 ○市内の非喫煙者の受動喫煙に対する意識が高まり、歩きたばこや路上喫煙に対する苦情が増加しています。特に、バス停付近における受動喫煙被害の苦情が多く寄せられています。